

計画文（案）は、作業完了を前提に表記していることをご了承願います。

第3期

湧別町子ども・子育て 支援事業計画（案）

【計画期間 令和7年度～令和11年度】

湧別町

計画文（案）は、作業完了を前提に表記していることをご了承願います。

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の策定体制.....	6
第2章 子どもと子育てを取り巻く環境.....	8
1 少子化の現状.....	8
2 認定こども園・保育所等の状況等.....	9
3 教育認定児童（幼稚園）の状況等.....	13
4 小学校・中学校、義務教育学校の状況.....	15
5 地域子ども・子育て支援事業の状況.....	16
6 母子保健事業の状況.....	20
第3章 第2期計画の取り組みと評価.....	21
※以下の項目は調整中	
第4章 計画の基本理念・基本目標.....	26
1 計画の基本理念.....	26
2 国が定める計画の内容に関する事項.....	27
3 計画の基本目標.....	29
4 目標達成に向けた重点的な視点.....	30
5 他の計画で進行管理を行う関連施策.....	32
第5章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の内容.....	35
1 教育・保育区域の設定と需給計画.....	35
2 教育・保育施設の需要量及び確保方策.....	36
第6章 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の内容.....	38
1 利用者支援事業.....	38
2 地域子育て支援拠点事業.....	38
3 妊婦健康診査事業.....	39

計画文（案）は、作業完了を前提に表記していることをご了承願います。

4	乳児家庭全戸訪問事業.....	39
5	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等 に対する支援に資する事業.....	40
6	子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）.....	40
7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）.....	41
8	一時保育事業.....	42
9	時間外保育事業（預かり保育事業）.....	44
10	病児保育事業（病児・病後児保育事業）.....	44
11	放課後児童健全育成事業（児童クラブ）.....	45
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）.....	46
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）.....	46
第7章 計画の推進.....		47
1	計画の推進体制.....	47
2	計画の点検・評価・改善.....	47
資料編		
1	湧別町保健医療福祉協議会設置条例.....	48
2	湧別町保健医療福祉協議会子育て部会名簿.....	50
3	計画策定経過.....	50

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子ども・子育て支援については、国においては、少子化社会対策基本法等に基づき、総合的な施策が講じられてきたところですが、平成24年8月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）が制定された他、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律及び児童福祉法の改正を含めた子ども・子育て支援法及び就学前の教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が制定され、平成27年4月から子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。また、平成28年4月及び令和元年10月に、法の一部改正により、新たに仕事・子育て両立支援事業及び子育てのための施設等利用給付がそれぞれ創設されました。

法においては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。

特に、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることとされており、湧別町では平成27年3月に第1期、令和2年3月に令和2年度から令和6年度を期間とする「第2期湧別町子ども・子育て支援事業計画」を策定したところです。

この計画は、第2期湧別町子ども・子育て支援事業計画が終了することを受け、これまでの成果や課題の分析・評価を行ったうえで、教育・保育の提供区域毎の提供体制の確保の内容及びその実施時期、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期等を策定することとします。

令和5年4月1日、こども基本法が施行され、国は、同法の規定に基づき、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく大綱を一元的に定めるこども大綱を制定しました。

第2期湧別町子ども・子育て支援事業計画は次世代育成支援対策推進法で定める次世代育成支援対策の実施に関する計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律で定める「子どもの貧困対策についての計画」を含めて策定されていたことから、第3期計画では、国のこども大綱と同様に少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく施策・計画を策定するとともに、次世代育成支援対策の実施に関する計画を含め「子ども・子育て支援事業計画」と一体的なものとして策定します。

計画文（案）は、作業完了を前提に表記していることをご了承願います。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」、こども基本法第10条第2項に規定する「市町村こども計画」、少子化社会対策基本法第4条に規定する「当該地域の状況に応じた施策」、若者育成支援推進法第4条に規定する「その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する「市町村計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「市町村行動計画」を一体的に策定するもので、「第3期湧別町総合計画（令和4年度～令和13年度）」をはじめ、その他の町の関連計画を踏まえ、本町における子ども・子育て支援施策の実施計画として位置づけられるものです。

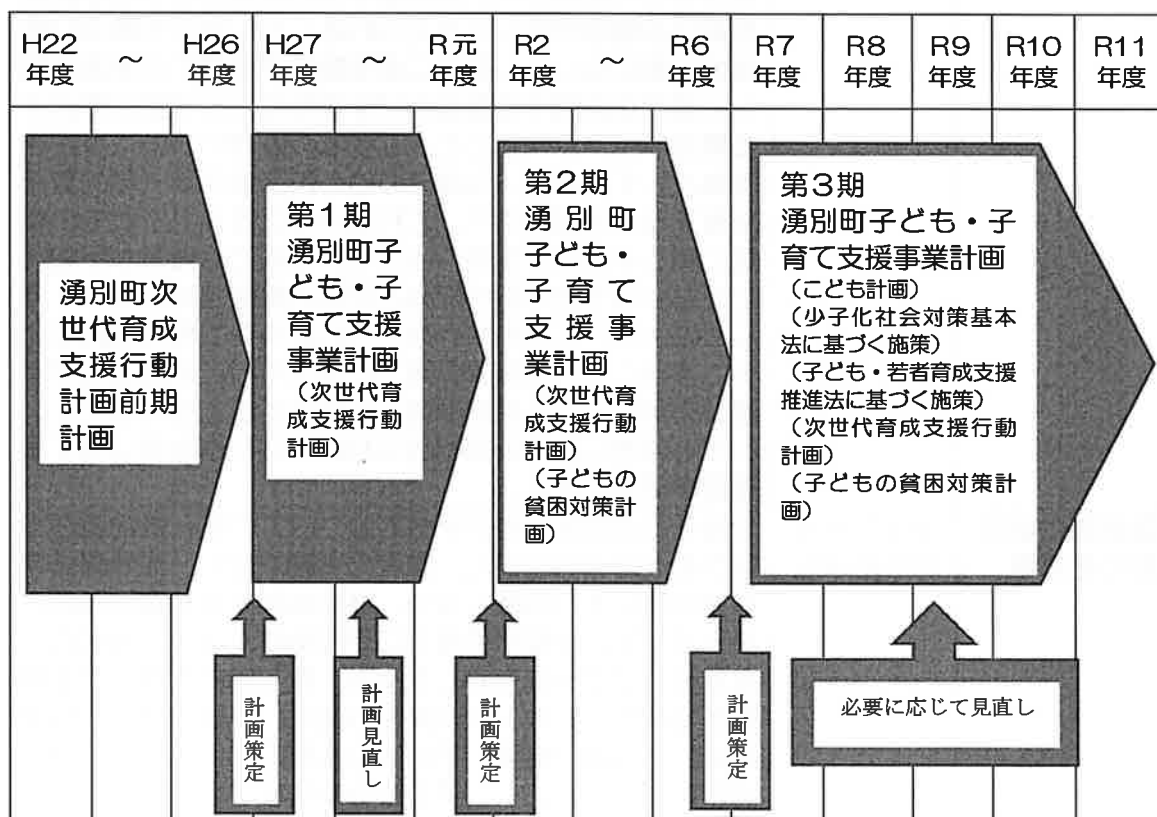
	根拠法	性格特徴
湧別町 子ども・子育て 支援事業計画	子ども・子育て支援法	教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。 子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。
湧別町 こども計画	こども基本法	全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること、適切に養育され、その生活を保障され、愛され保護され、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉に係る権利が等しく保障され、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること、こどもの養育について家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うこと、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備することを踏まえて、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項を定める。
当該地域の状況 に応じた施策	少子化社会 対策基本法	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備すること、人口構造の変化、財政の状況、経済の成長、社会の高度化その他の状況に十分留意し、長期的な展望に立つこと、子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもがひとしく心身ともに健やかに育つこ

計画文（案）は、作業完了を前提に表記していることをご了承願います。

		とができるよう配慮し当該地域の状況に応じた施策を定める。
その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策	子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項、子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項、子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項等について定める。
湧別町 子どもの貧困対策計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策に関する基本的な方針、子どもの貧困率等の改善に向けた施策、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項等について定める。
湧別町 次世代育成支援策推進計画	次世代育成支援策推進法	地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援策の実施について定める。

3 計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」に定める5年とし、令和7年度から令和11年度までとします。なお、状況の変化により必要に応じ見直しを行うことができることとします。



計画文（案）は、作業完了を前提に表記していることをご了承願います。

4 計画の策定体制

（1）合議制の機関（市町村子ども・子育て会議）の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第72条の規定により「合議制の機関（市町村子ども・子育て会議）」を設置し、その合議制の機関の意見を聴取して策定することとなっています。湧別町では、湧別町保健医療福祉協議会設置条例に基づく「湧別町保健医療福祉協議会（以下「協議会」という。）」を「合議制の機関（市町村子ども・子育て会議）」として位置付けています。

「第3期湧別町子ども・子育て支援事業計画」の策定は、協議会に諮問し、協議会の「子育て部会」で、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

（2）パブリックコメントの実施

本計画の策定において、パブリックコメントを実施し、広く町民の意見を反映させるよう努めました。

（3）就学前児童の保護者、小学生の保護者アンケートの実施

次の2点を把握するため、下記のとおりアンケートを実施しました。

- ア 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。
- イ 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。

調査は、以下の方法により実施しました。

- 調査地域：湧別町全域
- 調査対象者：湧別町内在住の就学前の子どもを持つ保護者（就学前児童調査）
湧別町内在住の小学1～2年生の子どもを持つ保護者（小学生児童調査）
就学前児童194人、小学生137人
- 調査期間：令和6年7月～令和6年8月
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法
各認定こども園、保育所で配布・回収
各小学校、義務教育学校で配布・回収
郵送、認定こども園・保育所・小学校・義務教育学校で配布、電子申請フォームによる回答

計画文（案）は、作業完了を前提に表記していることをご了承願います。

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	194人	109人	56%
小学生児童	137人	81人	59%
合計	331人	190人	57%

(4) こどもの意見聴取、小学生、中学生、義務教育学校生徒へのアンケートの実施
本計画にこどもの意見を反映するため、下記のとおりアンケートを実施しました。

調査は、以下の方法により実施しました。

- 調査地域：湧別町全域
- 調査対象者
 - ・湧別町内在住の小学校・義務教育学校4～6年生
 - ・湧別町内在住の中学校1～3年生、義務教育学校7～9年生
 - ・湧別町内在住の高校1～3年生年代 173人
- 調査期間：令和6年11月1日～令和6年11月22日
- 調査方法：
 - ・各小学校、義務教育学校で配布・電子申請フォームによる回答
 - ・各中学校、義務教育学校で配布・電子申請フォームによる回答
 - ・高校生年代は郵送、電子申請フォームによる回答

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
小学校・義務教育学校 4～6年生	160人	60人	37.5%
中学校1～3年生 義務教育学校7～8年生	133人	17人	12.8%
高校生年代	173人	53人	30.6%
合計	466人	130人	27.9%

第2章 子どもと子育てを取り巻く状況

1 少子化の現状

(1) 人口及び年齢3区分別人口の推移

本町の人口は、令和6年3月31日現在、住民基本台帳によると7,896人となっています。

人口は、旧上湧別町は昭和30年がピークで11,354人、旧湧別町は昭和25年がピークで14,747人でありましたが、その後は若年層の都市への流出などによりほぼ一定の割合で減少となっており、両町の合併時の平成21年10月の人口は10,276人となっています。平成21年の合併時との比較では、2,380人の減少となっています。

また、国勢調査における年齢3区分別の人口をみると、65歳以上の高齢者人口は増加しているものの、15～64歳の生産年齢人口、0～14歳の年少人口は減少しています。

■人口および年齢3区分別人口の推移（資料：国勢調査） (人)

区分	H7	H12	H17	H22	H27	R2
人口(人)	12,042	11,423	10,758	10,041	9,236	8,270
年少人口 (14歳以下)	1,970	1,679	1,464	1,226	965	781
生産年齢人口 (15歳～64歳)	7,372	6,748	6,115	5,582	4,961	4,243
老年人口 (65歳以上)	2,700	2,996	3,179	3,233	3,305	3,246

■人口の推移（資料：住民基本台帳 各年度3月31日現在） (人)

区分	H12	H17	H21	H23	H25	H30	R6 ⁵
総数(人)	11,650	10,979	10,217	9,873	9,620	8,721	7,896
男(人)	5,545	5,222	4,882	4,718	4,557	4,151	3,800
女(人)	6,105	5,757	5,335	5,155	5,063	4,570	4,096

計画文（案）は、作業完了を前提に表記していることをご了承願います。

（2）出生の動向

本町の出生数は、人口の減少に伴って年々減少する傾向にあります。

■出生の動向（資料：住民基本台帳 各年度4月～3月） (人)

区分	H7	H12	H15	H18	H21	H25	H26	H27	H28	H29	H30
出生数	103	96	84	71	60	57	59	53	52	52	44
区分	R1	R2	R3	R4	R5						
出生数	36	45	49	36	35						

（3）世帯数の推移

本町の世帯数をみると、令和6年3月31日現在、住民基本台帳によると3,995世帯となっています。国勢調査でも世帯数は減少しています。

■世帯数と一世帯当たり人員の推移（資料：国勢調査） (世帯)

区分	H7	H12	H17	H22	H27	R2
核家族世帯数	2,370	2,336	2,315	2,249	2,131	1,934
三世帯世帯数	546	473	351	371	286	216
その他の世帯数	1,167	1,259	1,449	1,390	1,444	1,542
合計	4,083	4,068	4,115	4,010	3,861	3,692

2 認定こども園・保育所等の状況等

（1）就学前児童数の推移

就学前児童数については、出生数の減少に伴って年々減少傾向にあります。

■就学前児童数と保育所入所児童数の推移

（資料：住民基本台帳 各年度3月31日現在） (人)

区分	H21	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
人口	10,217	9,104	8,939	8,721	8,543	8,414	8,214	8,034	7,896
就学前人口	455	321	329	311	290	290	293	290	253
入所児童数	242	177	190	193	185	189	182	226	205

※入所児童数のR3までは町立保育所入所児童数。R4以降は町内外の認定こども園、保育所の在籍児童数。

計画文（案）は、作業完了を前提に表記していることをご了承願います。

（２）行政区、学齢ごとの就学前児童数の推移 改定前

本町の学齢ごとの児童数は 650 人程度となっており、湧別小学校区の児童数が最も多くなっています。

■未就学児の状況 令和6年12月現在

(人)

義務教育 学校校区	行政区	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
		R5.4.2~ R6.4.1生	R4.4.2~ R5.4.1生	R3.4.2~ R4.4.1生	R2.4.2~ R3.4.1生	H31.4.2~ R2.4.1生	H30.4.2~ H31.4.1生	H29.4.2~ H30.4.1生
上湧別 学園校区	屯田市街地	2	6	2	2	5	5	3
	四の三	0	1	0	2	0	0	1
	四の二	1	2	0	1	0	0	1
	四の一	1	0	0	1	2	0	0
	札富美	1	0	1	0	0	3	0
	開盛	1	1	1	1	2	2	3
	富美	0	0	2	1	1	1	0
	上富美	2	0	0	0	0	0	0
	旭	0	0	1	1	0	1	1
	五の三	1	0	3	1	0	0	2
	中湧別東町	4	2	1	3	2	1	1
	中湧別北町	4	0	1	5	6	4	4
	中湧別中町	1	0	1	0	3	1	1
	中湧別南町	1	5	6	3	3	2	7
五の一	0	2	1	0	1	1	2	
校区計	19	19	20	21	25	18	26	
ゆうべつ 学園校区	港町	1	0	1	0	1	0	1
	曙町	0	1	3	1	2	3	2
	緑町	2	1	4	2	1	1	1
	栄町	4	0	4	3	2	3	2
	錦町	3	1	6	4	3	7	3
	川西	0	2	1	1	0	2	0
	信部内	0	1	0	2	1	0	1
	登栄床	3	4	4	2	4	5	2
	東	1	0	1	1	2	2	4
校区計	14	8	24	16	16	23	16	
芭露 学園校区	芭露	4	3	3	3	6	2	6
	上芭露	0	0	0	1	0	0	1
	西芭露	0	0	0	0	0	0	1
	志撫子	1	0	0	0	0	0	0
	計呂地	1	2	0	2	1	1	1
	校区計	6	5	3	6	7	3	9
合計	39	32	47	43	48	44	51	

※令和7年4月より上湧別小学校、中湧別小学校、富美小学校、開盛小学校、

上湧別中学校が廃止され、上湧別学園が設置されるため、校区の区分は義務教育学校校区とした。

計画文（案）は、作業完了を前提に表記していることをご了承願います。

（２）幼児教育・保育施設利用児童数の推移

町内の幼児教育保育施設は、令和４年４月に上湧別地区の認可保育所２カ所、私立幼稚園１カ所を廃止し、旧中湧別保育所の建物を利用し、公私連携幼保連携型認定こども園のみを設置しました。同年同月に湧別保育所を保育所型認定こども園として湧別認定こども園に変更しました。令和６年度現在、幼保連携型認定こども園１カ所、保育所型認定こども園１カ所、認可保育所１カ所があり、へき地保育所１ヶ所は児童数の減少により休所しています。認定こども園及び認可保育所においては、施設型給付のほか、延長保育、預かり保育、一時保育などの地域こども子育て支援事業を実施しております。

近年の出生数の減少により在籍児童数は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加、保育料無償化により延長保育の利用者の増加、０歳児（本町においては満６ヶ月児）から２歳児の利用が増える傾向にあります。３歳児未満児の受入は芭露保育所においては４月１日現在の年齢が１歳以上、公私連携幼保連携型認定こども園のみ及び湧別認定こども園は、満６ヶ月以上の児童から幼児教育・保育施設の利用が可能です。

ア 幼児教育・保育施設の児童数

■各保育所の児童数の推移（各年度３月３１日現在、R6は１１月末日現在）（人）

区分	定員	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
芭露保育所	45	15	12	20	20	26	24	26	24	22
湧別保育所 湧別認定こども園	120 105	64	73	70	70	70	67	82	79	78
中湧別保育所	90	65	61	62	62	58	54	廃止	廃止	廃止
上湧別保育所	90	33	44	41	41	35	37	廃止	廃止	廃止
認定こども園のみ	116 105	—	—	—	—	—	—	109	97	92
広域	—	0	0	0	1	5	8	9	5	7
開盛保育所	30	休所	休所	休所	休所	休所	休所	休所	休所	休所
合計	375	177	190	193	194	194	190	226	205	199

※湧別保育所はR4から湧別認定こども園、湧別保育所の定員120人、湧別認定こども園の定員105人

※上湧別保育所・中湧別保育所はR4から廃止

※認定こども園のみはR4から設置、定員はR4、R5は116人、R6は105人

※R4以降は教育認定を含む児童数

計画文（案）は、作業完了を前提に表記していることをご了承願います。

（２）行政区、年齢ごとの就学前児童数の推移 改定前

本町の年齢ごとの児童数は 650 人程度となっており、湧別小学校区の児童数が最も多くなっています。

■未就学児の状況 令和6年 月現在 (人)

義務教育 学校校区	行政区	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
		R5.4.2~ R6.4.1 生	R4.4.2~ R5.4.1 生	R3.4.2~ R4.4.1 生	R2.4.2~ R3.4.1 生	H31.4.2~ R2.4.1 生	H30.4.2~ H31.4.1 生	H29.4.2~ H30.4.1 生
上湧別 学園校区	屯田市街地	1	4	4	7	7	6	11
	四の三	0	0	1	0	0	0	0
	四の二	0	0	1	1	0	1	0
	四の一	2	0	0	1	0	0	1
	開盛	0	0	3	0	2	2	1
	富美	0	1	0	1	1	0	3
	旭	0	1	1	0	0	1	1
	五の三	0	0	1	1	1	0	2
	中湧別東町	0	0	2	3	2	4	5
	中湧別北町	1	4	7	4	4	5	4
	中湧別中町	1	0	1	0	1	0	1
	中湧別南町	3	1	3	5	4	5	2
	五の一	1	1	4	0	2	2	1
	校区計	6	7	19	13	14	17	16
ゆうべつ 学園校区	港町	0	0	0	2	0	1	0
	曙町	0	5	3	1	1	2	2
	緑町	2	2	2	2	3	1	2
	栄町	1	4	5	4	7	8	4
	錦町	1	6	3	5	8	4	5
	川西	0	2	0	0	0	3	1
	登栄床	2	5	2	4	2	5	4
	東	1	3	5	2	3	0	4
	校区計	7	27	20	20	24	24	22
芭露 学園校区	芭露	2	4	4	3	1	5	1
	上芭露	0	0	1	0	1	0	2
	西芭露	0	0	1	0	0	1	0
	計呂地	0	1	1	2	2	1	1
	校区計	2	5	7	5	4	7	4
合計	18	44	55	48	52	57	58	

※令和7年4月より上湧別小学校、中湧別小学校、富美小学校、開盛小学校、

上湧別中学校が廃止され、上湧別学園が設置されるため、校区の区分は義務教育学校校区とした。

計画文（案）は、作業完了を前提に表記していることをご了承願います。

（２）幼児教育・保育施設利用児童数の推移

町内の幼児教育保育施設は、令和４年４月に上湧別地区の認可保育所２カ所、私立幼稚園１カ所を廃止し、旧中湧別保育所の建物を利用し、公私連携幼保連携型認定こども園みのりを設置しました。同年同月に湧別保育所を保育所型認定こども園として湧別認定こども園に変更しました。令和６年度現在、幼保連携型認定こども園１カ所、保育所型認定こども園１カ所、認可保育所１カ所があり、へき地保育所１ヶ所は児童数の減少により休所しています。認定こども園及び認可保育所においては、施設型給付のほか、延長保育、預かり保育、一時保育などの地域こども子育て支援事業を実施しております。

近年の出生数の減少により在籍児童数は減少傾向にあります。共働き世帯の増加、保育料無償化により延長保育の利用者の増加、０歳児（本町においては満６ヶ月児）から２歳児の利用が増える傾向にあります。３歳児未満児の受入は芭露保育所においては４月１日現在の年齢が１歳以上、公私連携幼保連携型認定こども園みのり及び湧別認定こども園は、満６ヶ月以上の児童から幼児教育・保育施設の利用が可能です。

ア 幼児教育・保育施設の児童数

■各保育所の児童数の推移（各年度３月３１日現在、R6は11月末日現在）（人）

区分	定員	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
芭露保育所	45	15	12	20	20	26	24	26	24	22
湧別保育所 湧別認定こども園	120 105	64	73	70	70	70	67	82	79	78
中湧別保育所	90	65	61	62	62	58	54	廃止	廃止	廃止
上湧別保育所	90	33	44	41	41	35	37	廃止	廃止	廃止
認定こども園みのり	116 105	—	—	—	—	—	—	109	97	92
広域	—	0	0	0	1	5	8	9	5	7
開盛保育所	30	休所	休所	休所	休所	休所	休所	休所	休所	休所
合計	375	177	190	193	194	194	190	226	205	199

※湧別保育所はR4から湧別認定こども園、湧別保育所の定員120人、湧別認定こども園の定員105人

※上湧別保育所・中湧別保育所はR4から廃止

※認定こども園みのりはR4から設置、定員はR4、R5は116人、R6は105人

※R4以降は教育認定を含む児童数

計画文（案）は、作業完了を前提に表記していることをご了承願います。

イ 未満児保育の児童数

■幼児教育・保育施設の未満児保育の推移

（各年度3月31日現在、R6は11月末日現在）

（人）

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
芭露保育所（1～2歳児）	4	6	7	9	6	10	6	6
湧別保育所（0～2歳児） 湧別認定こども園（ 〃 ）	21	13	14	25	24	22	23	20
中湧別保育所（0～2歳児）	21	20	21	19	20	—	—	—
上湧別保育所（1～2歳児）	11	13	11	8	11	—	—	—
認定こども園みのり（0～2歳児）	—	—	—	—	—	31	29	32
広域（0～2歳児）	0	0	1	2	2	2	1	3
合計	57	52	54	63	63	65	59	61

- ※湧別保育所はR4から湧別認定こども園
- ※上湧別保育所・中湧別保育所はR4から廃止
- ※認定こども園みのりはR4から設置

■年齢別未満児保育の推移（各年度3月31日現在、R6は11月末日現在）（人）

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
0歳児	5	9	6	6	8	10	6	7
1歳児	18	17	22	22	25	23	26	18
2歳児	34	26	26	35	30	32	27	36
合計	57	52	54	63	63	65	59	61

ウ 預かり保育の児童数

■幼児教育・保育施設の預かり（延長）保育実績（対象者）の推移
（各年度3月31日現在、R6は11月末日現在）

（人）

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
芭露保育所	10	10	13	19	21	7	7	7	7	3
湧別保育所 湧別認定こども園	33	32	29	39	43	26	25	22	21	15
中湧別保育所	23	30	27	30	41	16	12	—	—	—
上湧別保育所	21	18	23	22	20	17	14	—	—	—
認定こども園みのり	—	—	—	—	—	—	—	34	29	21
合計	88	90	92	110	125	66	58	63	57	39

※R2以降は保育短時間認定児童数を以て預かり（延長）保育利用者とする。

R4年度以降、延長保育は保育短時間認定児童のみとなっているため、保育短時間認定、標準時間認定の区分が明確となっているR2年度以降は、保育短時間認定児童数を以て対象者とする。

計画文（案）は、作業完了を前提に表記していることをご了承願います。

工 一時保育（一時預かり）の利用児童数

■幼児教育・保育施設の一時保育の推移（人日）

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
芭露保育所	—	—	—	—	—	—	—	0	36
湧別保育所 湧別認定こども園	219	254	199	104	70	150	274	224	554
中湧別保育所	68	72	54	183	234	307	43	—	—
認定こども園みのり	—	—	—	—	—	—	—	94	221
合計	287	326	253	287	304	457	317	318	811

※R4年度から芭露保育所で一時保育を実施。

※認定こども園みのりは、非在園児と教育認定の長期休業中の預かり保育の利用児童数

3 教育認定児童（幼稚園）の状況等

(1) 幼稚園の状況

みのり幼稚園の児童数は、人口の減少に伴って入所児童は、平成21年の合併時との比較では概ね30%程度減少しました。

令和4年3月にみのり幼稚園は廃止され、町内の教育希望児童は、令和4年4月から、公私連携幼保連携型認定こども園みのり、湧別認定こども園、芭露保育所の特別利用保育、町外の幼児教育保育施設を利用することになっています。

■みのり幼稚園と入所児童数の推移（資料：学校基本調査他）

(人)

区分	H21	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
みのり幼稚園	48	23	14	18	22	25	33	34	34

(2) 教育認定児童の入園状況

(1) で述べたとおり令和4年4月から未就学の教育を希望する児童は、公私連携幼保連携型認定こども園みのり、湧別認定こども園、芭露保育所の特別利用保育を利用することになりました。

計画文（案）は、作業完了を前提に表記していることをご了承願います。

■教育認定児童の施設別年度末利用児童数の推移 (人)

区分	R4	R5	R6
湧別認定こども園	8	7	10
芭露保育所	0	0	2
公私連携幼保連携型 認定こども園みのり	18	13	13
認定こども園 遠軽幼稚園	2	0	2
認定こども園 こころ	2	0	0
認定こども園 遠軽ひばり幼稚園	1	1	1
合計	31	21	28

※令和6年度は11月末現在

(2) 幼児教育の振興施策

保護者の費用負担の軽減と幼児教育の充実を図るため、保護者および関係機関に対して以下の補助を行っています。

施策名	施策の概要
幼稚園運営費補助金	私立幼稚園の健全な運営及び私学教育の振興を図るため幼稚園の運営費に補助を行っています。
幼稚園施設整備費補助金	幼稚園が実施する施設の改修整備を行うために必要な経費に補助を行っています。
湧別町私立認定こども園運営費補助金	私立認定こども園の健全な運営及び地域の子育て家庭に対する支援を図るため、次の事業に対して補助を行っています。対象には保育認定児童も含まれます。 (1) 教材購入費補助事業 (2) 給食費無償化事業 (3) 障がい児保育実施事業 (4) 教育認定子ども送迎バス運行事業 (5) 保育認定子ども送迎バス運行事業 (6) 認定こども園運営事業 (7) 施設等整備事業
湧別町保育体制強化事業補助金	保育士の確保のため、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材(以下「保育支援者」という。)を保育に係る周辺業務に活用するために必要な費用に対し補助を行っています。
湧別町認定こども園等副食費給付事業補助金	認定こども園等に在籍する子どもの保護者等の経済的負担を軽減するため、利用保護者等が認定こども園等に支払う食事の提供に要する費用に補助を行っています。

計画文（案）は、作業完了を前提に表記していることをご了承願います。

給食費の無償化	3歳以上の児童に対して給食を無償で提供しています。 公私連携幼保連携型認定こども園のみには、学校給食センターから配食される給食を町が無償で提供している。
---------	---

（3）子育てのための施設等利用給付交付金

令和元年10月1日施行の幼児教育保育無償化により、3歳～5歳児の保育料が無償化になり新たな交付金制度が創設されました。

新制度未移行の幼稚園等の在籍児童の保護者が支払うべき保育料・入園料に対し、月額25,700円を上限に給付費が支払われます。保護者の就労等により預かり保育等を利用する児童には、月額37,000円を上限に給付費が支払われます。

令和6年度現在認定児童数は0人となっています。

4 小学校・中学校、義務教育学校の状況

本町内には、小学校4校及び中学校1校、義務教育学校2校がありますが、小学校・中学校・義務教育学校の児童・生徒数は、人口の減少に伴って年々減少傾向にあります。

令和7年4月には、上湧別地区の4小学校（上湧別、中湧別、富美、開盛）と上湧別中学校が廃止され、義務教育学校の上湧別学園が設置され、町内の小学生年代、中学生年代の児童は、全て義務教育学校に在籍することになっています。

■小学校・中学校児童数の推移（資料：学校基本調査）

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校・義務教育学校前期	439	416	362	341	323	308	293	292	302	309
中学校・義務教育学校後期	238	226	253	240	228	191	174	166	144	131

5 地域子ども・子育て支援事業の状況

（1）利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用についての情報集約と提供を行うとともに、それらの利用にあたって保護者等からの相談に応じ、必要な助言や関係機関との連絡調整等を行っています。

計画文（案）は、作業完了を前提に表記していることをご了承願います。

■子育て世代包括支援センター相談実績（各年度末）

（件）

相談内容	R1	R2	R3	R4	R5
母子健康手帳交付	25	51	39	49	28
妊婦相談・指導	29	53	37	45	27
新生児訪問（里帰り含む）	31	48	43	37	39
産婦訪問	28	49	42	36	39
育児相談（計測含む）	37	120	53	33	69
沐浴体験	2	4	3	2	2
不妊治療	1	6	5	14	18
予防接種・健診	6	11	4	5	0
発育・発達相談（健診・相談対応）	2	52	3	18	45
乳幼児健診事前問診	-	57	86	17	15
就学相談	3	13	10	5	22
療育相談	17	30	24	22	29
受診について	8	18	13	8	12
体調確認	4	10	2	9	26
学校生活・学習面	5	7	3	1	5
生活面	7	59	16	11	23
保育所・幼稚園・学校での様子確認	-	9	12	18	21
療育機関との連絡会議	14	12	7	3	12
栄養相談（離乳食含む）	-	5	6	2	10
不登校相談	1	1	1	2	4
児童相談所の巡回児童相談関係	11	36	16	15	26
児童相談所のケース対応	-	5	1	0	0
虐待相談・対応	2	9	0	2	1
養育支援訪問事業	-	6	2	1	4
その他（転入時面接等）	39	23	11	22	37

※令和元年6月19日開設

（2）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

地域子育て支援拠点事業は、湧別子育て支援センターの運営を行っています。

地域子育て支援拠点事業では、子育て講座、子育て相談など、親子が気軽に集い、相談や交流ができるようなサポートを行っているだけでなく、子育てサークル立ち上げの相談や支援を行っています。

■子育て支援センター利用者数の推移（各年度末実績）

（人）

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
湧別子育て支援センター	1,567	3,708	1,741	1,122	1,150	1,022	2,099	1,806	1,329
中湧別子育て支援センター	2,228	2,540	2,154	2,164	1,063	768	-	-	-

※中湧別子育て支援センターは、中湧別保育所を公私連携幼保連携型認定こども園とするため、令和2年12月をもって廃止した。

計画文（案）は、作業完了を前提に表記していることをご了承願います。

（３）養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育への支援が特に必要な家庭を訪問して、養育に関する指導・助言、家事・育児援助等を行い、当該家庭の適切な養育の実施を確保しています。

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を開催し、支援のための連携強化に取り組んでいます。

■支援した家庭の数（会議回数）（各年度実績）（家庭、回）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問実績	0	2	2	1	2
会議回数	0	3	1	1	1

（４）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

児童センターは、児童福祉法第40条による児童福祉施設です。屋内型の児童厚生施設（他に屋外型の児童遊園あり）であり、子どもに健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的に設置されています。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、児童センター内において、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に放課後に適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を目的に実施しています。

ア 児童センター事業

児童の健全な遊びと体力の増進を集団的又は個別的な指導により行うとともに、地域の児童福祉を目的とした組織の育成支援その他児童の健全育成を目的として、湧別児童センター、なかよし児童センターの2か所で実施しています。

■児童センター利用児童数の推移（各年度実績）（人）

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
湧別児童センター	9,218	9,029	7,996	8,107	6,833	5,521	7,325	5,821	7,916
なかよし児童センター	9,779	10,156	8,884	9,171	10,001	10,381	10,226	10,034	9,961

イ 放課後児童クラブ事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生・義務教育学校前期課程児童に適切な遊び

計画文（案）は、作業完了を前提に表記していることをご了承願います。

と生活の場を提供しその健全な育成を図る事業として、町内の小学校・義務教育学校に通学する1年生から6年生までの児童を対象に、湧別児童センター、なかよし児童センターの2か所で実施しています。

■児童クラブの定員総数、利用児童数の推移（各年度実績） (人)

区分	定員	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
湧別放課後児童クラブ	40	4,173	4,965	4,201	3,657	1,615	1,426	5,112	5,821	5,850
上湧別放課後児童クラブ	40	3,770	5,029	4,508	5,461	6,130	6,492	6,665	5,898	5,863

ウ 子どもの居場所づくり事業

児童が地域において安心して安全な遊びと生活ができる場所を提供し、その健全な育成を図る事業として、ちびっこ広場児童クラブ、わくわくキッズ児童クラブ、芭露キッズの3か所で実施しています。

■子どもの居場所づくり事業利用児童数の推移（各年度実績） (人)

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
ちびっこ広場児童クラブ	4,298	3,657	2,944	2,872	2,910	3,584	3,270	3,923	4,636
わくわくキッズ児童クラブ	2,069	2,251	1,402	1,512	1,354	1,273	1,570	1,231	1,115
芭露キッズ	3,403	5,233	5,193	1,589	1,133	1,074	1,513	805	986

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

令和2年度から6年度までの実績はありませんでした。新型コロナウイルス感染症のため、委託事業者の選定が困難だったため。

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動（子どもの預かり、送迎等）に関する

計画文（案）は、作業完了を前提に表記していることをご了承願います。
る連絡・調整によって、子育て支援を行う事業です。

令和2年度から6年度までの実績はありませんでした。新型コロナウイルス感染症のため、委託事業者の選定が困難だったため。

(7) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

児童が病気の回復期に至らない場合で、当面症状の急変が認められない場合、または病気の回復期であり集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・保育園等に併設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業並びに保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等において、緊急的な対応を図る事業です。

令和2年度から6年度までの実績はありませんでした。ファミリー・サポート・センター事業に代替を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症のため、委託事業者の選定が困難だったため。

(8) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する経費などを助成する事業です。

令和2年度から6年度までの実績はありませんでした。町単独事業で、給食無償化、文具無償化を実施しているため。

(9) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

地域子ども・子育て支援事業等の量的拡大を進めるため、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な提供体制の確保を図る事業です。

令和2年度から6年度までの実績はありませんでした。

計画文（案）は、作業完了を前提に表記していることをご了承願います。

6 母子保健事業の状況 （妊婦健康診査事業、乳児家庭全戸訪問事業）

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊婦・乳幼児健診 ・妊婦一般健康診査 受診券交付数 受診者数	430 枚 延 503 人	716 枚 延 519 人	383 枚 延 370 人
・超音波検査 受診券交付数 受診者数	184 枚 延 233 人	307 枚 延 238 人	163 枚 延 176 人
・産婦健康診査 受診券交付数 受診者数	38 枚 53 人	48 枚 32 人	28 枚 35 人
・妊婦面談・訪問 来所 訪問 電話	— 実 19 人、延 25 人 —	実 63 人、延 88 人 実 16 人、延 22 人 実 3 人、延 3 人	実 23 人、延 25 人 実 5 人、延 5 人 実 4 人、延 5 人
・新生児・乳児・ 産婦訪問 産婦 新生児 乳児 未熟児	実 56 人、延 62 人 実 32 人、延 32 人 実 59 人、延 99 人 実 1 人、延 1 人	実 37 人、延 41 人 実 24 人、延 25 人 実 29 人、延 40 人 実 1 人、延 1 人	実 39 人、延 43 人 実 21 人、延 22 人 実 33 人、延 71 人 実 1 人、延 1 人
・産後ケア事業		1 家庭、1 回	3 家庭、3 回
・先天性股関節脱臼 検査 (受診者数) (受診率)	50 人 (100%)	32 人 (97.0%)	42 人 (93.3%)
・新生児聴覚検査	50 人	35 人	35 人
・乳児健診 (受診者数・受診率) (4か月児) (10か月児) (1歳6ヵ月児) (3歳児) (5歳児)	35 人・67.3% 35 人・70.0% 51 人・96.2% 47 人・97.9% 26 人・52.0%	31 人・94.0% 37 人・88.0% 43 人・98.0% 48 人・100.0% —	46 人・100% 42 人・95.0% 38 人・100% 38 人・93.0% —
・幼児フッ化物塗布、 歯科健診 (受診者数・受診率)	24 人・8.9%	43 人・15.8%	54 人・19.8%

計画文（案）は、作業完了を前提に表記していることをご承願います。

第3章 第2期計画の取り組みと評価

第2期計画においては、基本理念を「子育てに喜びと生きがいを感じ、子どもが健やかに成長できるまち」のもと、基本目標「家庭を築き、子どもを産み育てることを希望する人々の望みがかなえられ、子どもたちが健やかに成長できる地域社会の実現」の達成に向けて施策を推進してきました。

ここでは、これまでの取り組み全体について評価をしました。

基本目標 家庭を築き、子どもを産み育てることを希望する人々の望みがかなえられ、子どもたちが健やかに成長できる地域社会の実現

【視点1】子育てを地域で支え合う仕組みづくり	
【主な施策】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「子育て世代包括支援センター（利用者支援事業）」を中心として、地域における、妊娠前から子育てに至るそれぞれの段階における保護者の悩みに的確に対応し、必要な情報を提供する体制づくりを進めていきます。 ○ 子育て世帯が身近な場所で気軽に相談することができるよう、情報提供や関係機関との連絡調整を行う「子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）」事業の取り組みを進めていきます。 ○ 保護者が疾病等で家庭での保育が困難な児童に「子育て短期支援事業」「子育て援助活動支援事業」「一時保育事業」の提供を進めていきます。 ○ 産後ケア事業の実施により、出産後1年を経過しない女性および乳児に対して、心身のケアや育児のサポートなど（産後ケア）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を進めていきます。
主な取り組み状況及び効果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「子育て世代包括支援センター（利用者支援事業）」を中心として、妊娠、出産、子育てに関する相談に応じ、子育て支援と母子保健の事業を一体的に行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供することができた。 ○ 「子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）」により、親子が遊びながら気軽に過ごすことができる場を提供し子育て相談の機会を提供することができた。 ○ 「子育て短期支援事業」「子育て援助活動支援事業」については、新型コロナウイルス感染症などの影響により、事業実施に至らなかった。「一時保育」は町内の認定こども園で提供し、リフレッシュや仕事など一時的に家庭

計画文（案）は、作業完了を前提に表記していることをご了承願います。

	<p>で保育が困難な児童を預かり、保護者の育児不安の軽減をすることができた。</p> <p>○ 「産後ケア事業」により、産後間もない母親が心身ともに休むことや、育児がより負担なく行えるように支援を提供することができた。</p>
取り組みの課題	<p>子育て世代包括支援センター（利用者支援事業）、子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）は、支援の対象となる家庭の状況が多様化している現状を踏まえ、関係機関との連携を緊密にし、情報を共有することが重要です。</p> <p>また、子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）は、その存在やどのような支援を行っているか住民への周知を進めることが重要です。</p> <p>「子育て短期支援事業」「子育て援助活動支援事業」については、事業実施に向け、直営、委託等の実施の方策を含め検討を進めることが重要です。</p> <p>一時保育事業は、提供施設の対応職員の確保を進め、サービスを提供する体制の充実が重要です。</p> <p>産後ケア事業は、施設での提供や訪問による提供など、実情に即したサービスを提供する体制の充実が重要です。</p>

【視点2】 妊娠・出産期からの切れ目のない支援の充実	
【主な施策】	<p>○ 「子育て世代包括支援センター（利用者支援事業）」を中心に、妊娠・出産・子育てに関する相談や情報提供など、関係機関と連携を図りながら、きめ細やかな相談支援を進めていきます。</p> <p>○ 妊娠・出産に係る健康診査（妊婦健康診査事業）の受診勧奨により、妊婦及び胎児の健康の保持を図り、支援につなげ育児不安の軽減を図ります。</p>
主な取り組み状況及び効果	<p>「子育て世帯包括支援センター（利用者支援事業）」を中心として、妊娠、出産、子育てに関する相談、情報提供を進め、関係機関と連携を図りながら、細やかな相談支援を提供することができた。</p> <p>妊娠・出産に係る健康診査（妊婦健康診査事業）の受診勧奨を進め、妊婦及び胎児の健康の保持を図り、育児不安の軽減を進めることができた。</p>
取り組みの課題	<p>子育て世代包括支援センター（利用者支援事業）は、支援の対象となる家庭の状況が多様化している現状を踏まえ、関係機関との連携を緊密にし、情報を共有することが重要です。</p> <p>妊婦健康診査は、母子ともに健康な状態を維持するために非常に重要であるため、地域での産婦人科の維持や妊婦健診への相談体制の充実により受診勧奨を進めることが重要です。</p>

計画文（案）は、作業完了を前提に表記していることをご了承願います。

【視点3】子どもが健やかに成長するための教育・保育の充実	
【主な 施策】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所・認定こども園などの幼児教育・保育施設の計画的な整備、幼児教育・保育の担い手となる保育士等の人材の確保、利用者への情報提供・公開を行います。 ○ 人口が減少している中で、町内の幼児教育・保育施設の配置について、認定こども園の普及を踏まえて、施設の統合・経営方法等の検討を進めていきます。 ○ 様々な働き方や生活実態に対応した幼児教育・保育が提供できるよう、預かり保育、保育園留学、病児・病後児保育などの多様な保育体制の提供、利用者への情報提供を進めていきます。 ○ 幼・保・小連携会議、生徒指導連絡会議等による幼稚園、保育所、小学校等の施設間の連携を進めていきます。 ○ ピースフルスクールプログラムの実施により、子ども達の心の成長を促す教育・保育を進めていきます。
主な 取り組み 状況及び 効果	<p>保育所・認定こども園などの幼児教育・保育施設の計画的な整備・配置、利用者への情報提供は、「湧別町公立保育所等再編基本方針」を策定し、地域説明会、パブリックコメントを実施するなどして、公立保育所、私立幼稚園を統廃合し、公私連携幼保連携型認定こども園設置、公立保育所を保育所型認定こども園とし、芭露保育所の改築計画に取り組むことで、施設の老朽化への対策や効率的な経営方法の確立を進めることができた。</p> <p>預かり保育、保育園留学、病児・病後児保育などの多様な保育体制の提供は、病児、病後児保育は実施に至らなかったが、預かり保育、保育園留学、利用者への情報提供の実施により、多様な保育体制を提供することができた。</p> <p>幼・保・小連携会議、生徒指導連絡会議等を実施し、認定こども園、保育所、小学校、義務教育学校等の施設間の連携を進めることができた。</p> <p>公立保育所、公立認定こども園においてピースフルスクールプログラムを実施し、子ども達の心の成長を促す教育・保育を提供することができた。</p>
取り組み の課題	<p>公私連携幼保連携型認定こども園みのりの設置、湧別認定こども園の設置、芭露保育所の改築計画の推進により、町内施設の配置は進んだが、施設の適切な維持保全等を進めることが重要です。</p> <p>多様な保育体制の提供は、病児・病後児保育が未提供であり、乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）等の提供を見据えて、各施設で担当職員の適正な配置が重要です。</p> <p>幼・保・小連携会議、生徒指導連絡会議等の継続、国の定める幼保小の架け</p>

計画文（案）は、作業完了を前提に表記していることをご了承願います。

	<p>橋プログラムの実施など施設間の連携を進めることが重要です。</p> <p>ピースフルスクールプログラムは公立保育所・認定こども園のみで取り組んでいますが、全町的な取り組みとなるような周知、研修を実施していくことが重要です。</p>
--	--

<p>【視点4】子育て世帯の経済的負担の軽減</p>	
<p>【主な施策】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児教育・保育の無償化など国の制度、道の制度を活用しながら3歳以上児童の保育料の無償化、3歳未満児の第2子以降の保育料の無償化を継続し、子育て世帯の経済的負担軽減の取り組みを進めます。 ○ 認定こども園・保育所等に在籍する3歳以上児童への給食（副食）費無償化の継続、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」の実施など、子育て世帯に対する経済的負担の軽減を進めていきます。 ○ 子育て世帯の経済的負担につながる医療費の軽減を図るため、乳幼児等医療費助成事業により高校を卒業するまでの児童の医療費の無償化を継続し、保護者への経済的援助を進めていきます。 ○ 不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療費助成事業による経済的援助、不妊治療を受けやすい環境づくりを進めていきます。 ○ 出産準備金支給事業の実施により、出産する世帯の経済的負担の軽減を進めていきます。 ○ 奨学金返還支援事業、奨学金償還免除制度の実施により、就業の促進と子育て世帯への経済的支援を進めていきます。 ○ 結婚新生活支援事業の実施により、婚姻した世帯に対し、住宅費及び引越費用の一部を助成し、婚姻する者の経済的不安の軽減を進めていきます。
<p>主な取り組み状況及び効果</p>	<p>国・道の制度を活用し、3歳以上の児童の保育料を無償化、第2子以降の児童についても保育料の無償化を進めた。令和6年4月より、保育料は完全に無償化とし、子育て世代への経済的支援を進めることができた。</p> <p>給食費については、町単独事業として、給食センターからの副食費の無償搬入、民間の認定こども園への賄材料費の補助、広域入所児童への副食費相当分の補助を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を進めることがた。</p> <p>乳幼児等医療費助成事業を実施し、高校を卒業するまでの児童の医療費を無償化し、保護者への経済的援助を進めることができた。</p> <p>結婚新生活支援事業、不妊治療費助成事業、出産準備金支給事業、出産子育て応援交付金事業、育児パッケージプレゼント事業の実施により、結婚・妊娠・出産・子育て期の家庭に対する経済的支援を進めることができた。</p>

計画文（案）は、作業完了を前提に表記していることをご了承願います。

	奨学金返還支援事業、奨学金償還免除制度を実施し、就業の促進と子育て世帯への経済的支援を進めることができた。
取り組みの課題	<p>保育料無償化により、保育ニーズが高まっていることから、保育士等を適正に配置することにより、保育ニーズへの対応を進めることが重要です。</p> <p>未就学児童の給食費は無償化となっていますが、小学校～中学校年代の給食費と整合性をとりつつ支援を継続することが重要です。</p> <p>高校生年代までの医療費無償化は、子どもの健康を守る上で重要な施策ですが、過剰な受診とならないよう健康教育を進めることが重要です。</p> <p>結婚新生活支援事業、不妊治療費助成事業、出産準備金支給事業、出産子育て応援交付金、育児パッケージプレゼント事業は、町内で結婚し、妊娠・出産・子育てを希望する世帯への支援として効果が高いので、制度の周知が重要です。</p>

【視点5】仕事と家庭の両立支援の推進	
【主な施策】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国や道との連携による事業主の取り組みを多方面から支援します。 ○ 様々な働き方や生活実態に対応した幼児教育・保育が提供できるよう、預かり保育、保育園留学、病児・病後児保育などの多様な保育体制の提供、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の提供、利用者への情報提供を進めていきます。
主な取り組み状況及び効果	<p>仕事と育児を両立できる国の制度などを周知するよう取り組みを進めたが、十分でした。</p> <p>幼児教育・保育、預かり保育、一時保育、放課後児童クラブの提供を進め、保護者が仕事をしながら、子育てができる取り組みを進めることができた。病児・病後児保育は、実施には至りませんでした。</p>
取り組みの課題	<p>国・道の取り組みを事業者や子育て世帯が理解できるよう周知に取り組むことが重要です。</p> <p>幼児教育・保育、預かり保育などの多様な保育が提供できるよう、事業者への支援に取り組むことが重要です。</p>

【視点6】児童虐待防止対策の推進	
【主な施策】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要保護児童地域対策協議会を活用しながら、関係機関が情報交換を行い要支援児童等に係る支援内容を協議し、「養育支援訪問事業」を活用するなどして、要支援児童への適切な支援を行うことができる体制づくりを進めていきます。
主な	児童虐待防止対策は、個別の相談に対し児童相談所と連携しながら家庭訪問等

計画文（案）は、作業完了を前提に表記していることをご了承願います。

取組 み状 況及 び効 果	により対応し、要保護児童対策地域協議会（個別ケース検討会議）の開催、「養育支援訪問事業（現：子育て世帯訪問支援事業）」によるヘルパー派遣を実施し、要支援児童への適切な支援の提供を進めました。
取組 みの課 題	児童虐待防止対策には、早期発見、早期対応、児童虐待に至らないための家庭の支援が必要であるため、地域住民や関係機関と連携により、対応していくことが重要です。

【視点7】子どもの貧困対策の推進	
【主な 施策】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援が届いていない、又、届きにくい子どもや家庭に気づき、貧困状態にある子どもや保護者の声をしっかり受け止め、各種支援につなげるため、「相談支援」の体制づくりを進めていきます。 ○ 全ての子どもの教育を受ける機会を保障し、能力・可能性を最大限伸ばしていけるよう、「教育の支援」の取り組みを進めていきます。 ○ 子どもたちが学習に集中するために、身体的・精神的にも安定した生活を送ることができるように、毎日の生活の安定に向けた「生活の支援」の体制づくりを進めていきます。 ○ 子どもたちが安定した生活を送るために、親などの保護者が仕事と両立して安心して子どもを育てられるよう「保護者に対する就労支援」の取り組みを進めていきます。 ○ 世帯の生活の基盤を維持していけるよう「経済的支援」の取り組みを進めていきます。
主な 取組 み状 況及 び効 果	児童扶養手当、児童手当の申請手続等の機会をとらえて相談対応を、関係機関が連携し、教育を受けるための支援を、毎日の生活が安定するように経済的支援を含めた生活の支援を、親などが子育てと仕事を両立できるよう、教育・保育、放課後児童クラブ等の支援を進めました。
取組 みの課 題	行政、法人、地域住民などが連携して支援体制を構築することが重要です。個々の家庭の状況に応じたきめ細かな支援を進めることが重要です。

